

鵜沼地区郷土づくり推進会議傍聴要領

鵜沼地区郷土づくり推進会議は、地域市民に開かれた会議です。傍聴を希望する人は、会議を円滑に進めるために次の項目を了承し、守らなければなりません。

- 1 鵜沼地区郷土づくり推進会議は原則として公開します。ただし、会議の審議内容等の都合により、議長が会議に諮り、会議の全部または一部を非公開とすることがあります。
- 2 傍聴希望者は、所定の用紙に住所、氏名を記入し、所定の席に着いてください。但し、傍聴可能な席数を超えた場合は、先着順とします。
- 3 会議の資料は、原則として傍聴者に配布します。ただし、資料の内容によっては、閲覧により対応することがあります。
- 4 次に掲げる人は、傍聴出来ません。
 - ①危険物を持っている人
 - ②酒気を帯びている人
 - ③これら以外に、議長が会議の運営上支障があると認める人
- 5 傍聴人は、次の事項を守らなければなりません。
 - ①飲食または喫煙しないこと
 - ②議事に対し、批判を加え、意見を表明し、或いは可否を表明しないこと
 - ③みだりに傍聴席を離れないこと
 - ④これら以外に、会議場の秩序を乱し、または会議の妨害となる行為をしないこと議長の判断により、これらの行為に違反した人は退場していただきます。

以 上